ご遺族の為の 手続きサポー

「ご遺族サポート窓口」のご案内

ご遺族の方に市役所内で必要な手続きをご案内し、申請書類の作成をサポ ートします。ご利用は**予約制**です。予約状況によっては、ご利用日時のご 希望に添えない場合がございます。あらかじめ、ご了承ください。

※これまで通り必要となる窓口にて、直接手続きを行っていただくこともできます。

【予約方法】 インターネット申込

右記ORコードよりお申し込みください。

〔予約に関するお問い合わせ〕市民生活課 0776-50-3030

【受付期間】申込日より3日後以降から40日以内の平日



(例:4月1日にインターネット予約→4月4日以降の平日を予約可能) ※死亡が記載された戸籍が必要な方は、死亡届出日より10日後以降をご予約ください。

【利用時間】

次の時間枠からお選びください。

(土日祝日、年末年始を除く)。

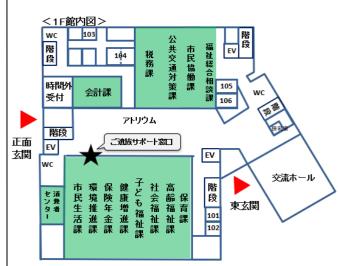
① $9:00\sim10:00$

 \bigcirc 10:30 \sim 11:30

③ 13:00~14:00

4 14:30 \sim 15:30

【場 所】坂井市役所本庁1階



- 【注意事項】・手続きができる方は、相続人となる方です。
 - ・来庁前に、P.1の持ち物を必ずご確認ください。
 - 手続き内容によっては、担当課をご案内することがあります。

ご遺族の方へ

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。

亡くなられた方に関する手続きは個人ごとに異なり、ご不安をお持ちのご遺族の方もおられることと存じます。

この「手続きサポートブック」では、市役所での手続きのほか、市役所以外での主な手続きも 併せてご案内しております。

当サポートブックをご利用いただくことで、皆様のご負担を少しでも和らげることができましたら幸いです。

目 次

			ページ
1	手続き	この要となる代表的な持ち物 ・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	市役所	fでの手続きチェックリスト ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	具体的	日な手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1)	マイナンバー・印鑑登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2)	健康保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(3)	年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(4)	介護保険・福祉サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(5)	市税・車両等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(6)	子ども福祉・子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(7)	障がい福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(8)	上下水道・住居等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(9)	事業等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(10)	その他市役所以外での主な手続き等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
4	戸籍謄	なか住民票の写し等の交付について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
5	委任划	· 様式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
6	坂井市	5税・料金納期限一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

1 手続きに必要となる代表的な持ち物

亡くなられた方に関するもの

- □ 国民健康保険被保険者証 または 後期高齢者医療被保険者証 ※国民健康保険に加入している方の世帯主が亡くなった場合は、 同じ世帯の中で国民健康保険に加入している方全員の被保険者証
- ロ 喪主が確認できるもの(会葬礼状、葬儀の領収書等)
- □ 介護保険被保険者証
- □ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- □ 各種医療費受給者証(重度障害、子ども医療、ひとり親医療等)
- 口 年金手帳・年金証書等、年金番号がわかるもの
- □ その他市から交付された各証

※<u>マイナンバーカードは返納不要です。</u>相続等、今後の手続きでマイナンバーの提示を求められる可能性があります。(個人番号通知カードまたは個人番号通知書も同様です。)

ご遺族のもの

- ロ 来庁されるご遺族の本人確認書類
 - ・写真付きのものの場合 1点運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳 など
 - ・写真付きのものがない場合は下から2点 被保険者証(健康保険・介護保険)、年金手帳 など
- ロ 預貯金通帳、キャッシュカード、金融機関届出印(相続人代表、喪主)
- □ 認印 (氏名が自署でない場合や、葬祭費・還付金等の申請で振込先名義人が申請者と異なる場合、必要となることがあります。)

くその他の持ち物について>

死亡届提出後に必要となる手続きは、故人ごとに異なります。上記の持ち物以外で も、手続きごとに必要なものがあります。

該当ページをご覧いただき、必要に応じて担当窓口へお問い合わせください。

2 市役所での手続きチェックリスト

区分	対象者	主な引	手続き	該当	ページ	担当窓口
印鑑	印鑑登録カードをお持ちの方	・カードの返納				市民生活課 (支所受付可)
健康	国民健康保険に加入している方	・被保険者証等の返還・葬祭費の支給申請・被保険者証の変更・振込口座の変更 等			4	
健康保険	後期高齢者医療制度に加入してい る方	・被保険者証等の返還・葬祭費の支給申請・被保険者証の変更・振込口座の変更 等	・葬祭費の支給申請・被保険者証の変更			保険年金課 (支所受付可)
年金	国民年金(障害基礎年金、遺族基 礎年金、寡婦年金)を受給してい る方	・未支給年金の請求			_	
	国民年金に加入している方	・国民年金死亡一時金の請求	`		5	
介護	65歳以上の方、または介護認定を 受けている方	・被保険者証の返還 等				高齢福祉課 (支所受付可)
	市税を亡くなられた方の口座から 引き落とししている方	・納付方法の変更				
	市税の納付が必要な方	・納付書の再発行 等			6	
	市税の還付金がある方	・還付金振込先口座の届出				
•	納税通知書の送付先変更が必要な 方(相続人)	・送付先変更届				税務課
車両等	原付や軽自動車をお持ちの方	・名義変更 ・廃車の申告 等				
	固定資産をお持ちの方	・相続人代表者(兼原所有者)届出・送付先変更の届出			7	
	未登記家屋をお持ちの方	・名義変更				
	児童手当を受給している方または 配偶者及び対象児童(高校3年生以 下の児童)	<受給者・配偶者> ・未支払分の請求 ・受給者の変更 ・資格情報の変更	<対象児童> ・受給資格喪失の届出 ・額改定の届出			
子ど	児童扶養手当を受給している方ま たは対象児童	<受給者> ・未支払分の請求 ・受給者の死亡届 ・新規認定請求	<対象児童> ・受給資格喪失の届出 ・額改定の届出		8	子ども福祉課
も福祉・フ	子ども医療費助成受給の方または 対象児童	<受給者> ・受給者の変更	<対象児童> ・受給資格喪失の届出			
子ども福祉・子育て支援	ひとり親家庭等医療費等助成を受けている方、または対象児童	・受給資格喪失の届出 ・新規認定申請				
	幼保園等に在園している児童また はその保護者	・代表保護者変更の届出・退園の届出 等				促夺軍
	児童クラブに登録している児童ま たはその保護者	・世帯状況変更の届出・退会の届出 等			9	保育課
	就学援助を受けている方	・変更の申請				学校教育課

[※]ひとり親になられた方の相談窓口については、9ページに掲載しています。

区分	対象者	主なき	手続き	該当	ページ	担当窓口
	身体障害者手帳・療育手帳・精神障 害者保健福祉手帳をお持ちの方	・手帳の返還				
	重症心身障害者福祉手当を受給して いる方	・受給資格喪失の届出 ・未支給分振込のための相線				
	障害児福祉手当・特別障害者手当・ 福祉手当を受給している方	・受給資格喪失の届出 ・未支給分振込のための相線	受給資格喪失の届出 未支給分振込のための相続人指定			
陪	特別児童扶養手当を受給している方 または支給対象児童	<受給者> ・死亡の届出 ・受給者の変更 等	<支給対象児童> ・資格喪失届			
障がい福祉	重度障害者医療費等助成を受けてい る方	・死亡の届出・受給者証の返還・未支給分振込のための相総	5人指定		1 0	社会福祉課
	自立支援医療を利用している方	・死亡の届出・受給者証の返還 等				
	障害福祉タクシー乗車券をお持ちの 方	・未使用分のタクシー乗車券	等の返還			
	心身障がい者扶養共済制度に加入し ている方または障がい者	加入省化しの曲田				
	 障害福祉サービスを受給している方	・受給者証の返還				
	水道をご使用の方	・名義変更・使用中止・支払方法、請求書送付先の変更				上下水お客様センター
丰	下水道と併せて井戸水等をご使用 の方	・井戸水等の休止または廃山 ・世帯人数の変更		-	(支所受付可)	
上下水道・住	市営住宅に入居している方	・入居承継の手続き・退去の手続き・世帯状況の変更届 等		11	都市計画課	
住居等	通話録音装置の貸与を受けている 方	・装置の返却			消費者センター	
	犬を飼っている方	・登録事項の変更				環境推進課 (支所受付可)
	農地をお持ちの方	・農地の相続の届出				
	農業者年金を受給している方	・死亡の届出・未支給年金の請求				農業委員会事務局
	農業者年金に加入している方	・死亡の届出 ・農業者年金死亡一時金の訓	有求			
事業関係	中間管理機構を介して農地の貸し借 りをしていた方	・賃借料等の口座変更			1 2	農業振興課
	林地をお持ちの方	・森林の相続の届出				林業水産振興課
	屋外広告物を設置している方	・管理者の変更				都市計画課
	道路等を占用している方	・占用者の名義変更				建設課

3 具体的な手続き

(1) マイナンバー・印鑑登録

区分	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
印鑑登録	印鑑登録カードを お持ちの方	印鑑登録カードの返納	□印鑑登録カード 死亡届と同時に印鑑登録は抹消されます。 ご都合の良い時に返却してください。	[本庁1階①] 市民生活課 TEL:50-3030

(2)健康保険

区分	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
国民健康保険	国民健康保険に加 入している方	被保険者証等の返還 葬祭費の支給申請 高額療養費、療養費等の 振込先の登録または変更	□国民健康保険被保険者証、限度額認定証、 特定疾病証の各証 □喪主であることが確認できる書類 (会葬礼状や葬儀の領収書等) □喪主の通帳またはキャッシュカード 後日、市から対象者に申請書を送付します。	
保険		世帯内の国保加入者の被保険者証等の記載事項変更	□同一世帯の国保加入者全員の 被保険者証 限度額認定証 特定疾病証の各証	[本庁1階③] 保険年金課 TEL:50-3031
後期高齢者保険	後期高齢者医療制 度に加入している 方	被保険者証等の返還 葬祭費の支給申請 高額療養費、療養費等の 振込先の登録または変更	□後期高齢者医療被保険者証、限度額認定証、特定疾病証の各証 □喪主であることが確認できる書類 (会葬礼状や葬儀の領収書等) □喪主の通帳またはキャッシュカード 後日、後期高齢者医療広域連合から対象者に申請 書を送付します。	
その他	社会保険・共済組 合等に加入してい る方	埋葬料の支給申請	各保険者にお問合せください。	勤務先(担当部署) や保険組合の窓口

(i)【口座振替登録口座が死亡者名義になっていませんか】

介護保険料や上下水道料などの納付方法として、口座振替をご利用されていた方で、その登録口座が死亡者名義となっている場合は手続きが必要です。

坂井市における口座振替が可能な主なもの

- ○市・県民税 ○固定資産税 ○国民健康保険税 ○軽自動車税 ○後期高齢者医療保険料
- ○介護保険料 ○上下水道料 ○市営住宅使用料 ○保育料 ○児童クラブ利用料 等

[必要なもの] 新たな振替口座の通帳および金融機関届出印、

または金融機関のキャッシュカード(ペイジーをご利用の場合)

(3) 年金

区分	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
国民年金	国民年金(障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金) を受給している方または加入している方	未支給年金の請求 遺族基礎年金、寡婦年金 または死亡一時金の請求	□年金手帳、年金証書等 □請求者の本人確認書類 ※請求する方によって必要なものが異なるため、 事前にお問い合わせください。	[本庁1階③] 保険年金課 TEL:50-3031
国民年金・厚生年金	上記以外の国民年 金および厚生年金 を受給している方 または加入してい る方	未支給年金の請求遺族厚生年金の請求など	□年金手帳、年金証書等 □請求者の本人確認書類 ※事前予約が必要です。 請求する方によって必要なものが異なるため、 事前にお問い合わせください。	福井年金事務所 (手寄2-1-34) 23-4518 自動音声案内 (1→2)
農業	農業者年金を受給 している方	死亡の届出 未支給年金の請求	□年金証書 □受給者の戸籍謄本(除籍謄本) □請求者の戸籍抄本(受給者の戸籍に請求者が在籍 している場合は不要) ※請求する方によって必要なものが異なるため、 事前にお問い合わせください。	[本庁2階⑥]
農業者年金	農業者年金に加入 している方	死亡の届出死亡一時金の請求	□農業者年金被保険者証 □加入者の戸籍謄本(除籍謄本) □請求者の戸籍抄本(加入者の戸籍に請求者が在籍 している場合は不要) ※請求する方によって必要なものが異なるため、 事前にお問い合わせください。	農業委員会事務局 TEL:50-3151
共済年金	共済年金を受給ま たは加入している方	右記窓口へお問合せください	, 1 _°	各共済組合
恩給	恩給を受給してい る方	右記窓口へお問合せください	, ₁₀	総務省恩給相談窓口 03-5273-1400
企業年金	社会保険・共済組合等に加入している方	右記窓口へお問合せください	.10	企業年金連合会 0570-02-2666

(4) 介護保険・福祉サービス

区分	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
介	65歳以上 または介護認定を 受けている方	被保険者証等の返還	□介護保険被保険者証(水色)、負担割合証、 限度額認定証	
保 険 ・		高額介護サービス費の 支給申請	振込先の口座が亡くなられた方のものである場合 は、変更手続きが必要です。	[本庁1階⑦] 高齢福祉課
福祉サージ		介護保険料の精算 (還付または納付)	後日、坂井地区広域連合より対象者に通知を送付 します。	TEL:50-3040
- \	介護タクシー サービス利用者	介護タクシー乗車券の 返却	□介護タクシー乗車券	

(5) 市税・車両等

区分	対象者		主な手続き	必要なもの等	担当窓口
	市税を亡くなた方の口座か落ししている。	ら引	納付方法の変更	引き続き口座振替による納付を希望する場合は、 口座振替依頼書をご提出ください ※亡くなられた方の状況によって対応が異なるた め、右記窓口へお問い合わせください。	[本庁1階⑩]
約	市税の納付が	必要	納付書の再発行等	右記窓口へお問い合わせください。	税務課 納税グループ
納税全般	市税還付金がる方	ある	還付金振込先口座の届出	対象者には、後日、市から過誤納金還付通知書兼請求書を送付しますので、返送いただくか窓口にお持ちください。	TEL:50-3024
	納税通知書の 先変更が必要		送付先変更の届出 (相続人代表者の届出)	相続人の住所が亡くなられた方と異なり、送付先 の変更を希望する場合は、右記窓口へお問い合わ せください。	[本庁1階⑩] 税務課 課税グループ TEL:50-3023
		年度		の年の1月1日となります。 なられた場合、残額は相続人に納 。	
市・県民税	納付書にて納付し ている方		納税通知書に同封されてい	いる納付書にて納付してください。	
税	給与から差引きし ている方			:残額を、相続人に納めていただく場合があります。]へお問い合わせください。	
	年金から差引きし ている方		年金からの差引は死亡に。 しては、後日納付書を送付	より停止されます。差し引きできなかった額につきま すさせていただきます。	
		所有		1日現在の所有者に課税されます。 は、名義変更・廃車の届出を行って	[本庁1階⑩] 税務課 課税グループ
軽自動車税	原動機付自転 ミニカー・小 殊自動車等を している方	型特		<u>市役所</u> にて手続きを行ってください。 □相続人(新所有者)の本人確認書類 □来庁者の本人確認書類 □自動車損害賠償責任保険証明書	TEL:50-3023
華 税	二輪(250ccl 下)・二輪の 自動車(250c 超)等を所有 いる方	小型 CC	名義変更の手続き 廃車の手続き	福井運輸支局にて手続きを行ってください。 ※購入した販売店に手続きの代行を依頼すること もできます。その場合は手数料がかかります。	
	四輪貨物・四! 用車等を所有 いる方	して		軽自動車検査協会にて手続きを行ってください。 ※購入した販売店に手続きの代行を依頼すること もできます。その場合は手数料がかかります。	

[※]普通自動車などの手続きについては、12ページに掲載しています。

区分	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
	年		その年の1月1日となります。 くなった場合、残額は相続人に納め	
固定	国定資産をお持ち の方	相続人代表者(兼現所有 者)届出 送付先変更の届出	翌年度以降の固定資産税等を納める方の届出が必要です。固定資産の登記手続きがお済みになるまでの間、市役所からの通知を受け取る方を申告してください。	
固定資産税	未登記家屋をお持 ちの方	固定資産税(未登記家 屋)賦課名義変更届出 (相続)	□相続関係図 □亡くなられた方の出生から死亡までの除籍謄本 □相続人の現在戸籍 □遺産分割協議書または公正証書による遺言状など権利を取得することがわかる書類(関係者全員の印鑑証明付) □新所有者の認印 ※上記必要書類については全て写し(コピー)で結構です。	[本庁1階⑩] 税務課 課税グループ
国民健康保険税	年にま納書	て更正後の税額等をお知らた、世帯主が亡くなったり 税義務者となります。後間をご確認の上、納付いたが	した場合、後日更正(決定)通知書	TEL:50-3023
体 険税	こいる方 合は還付を、不足してい 口座振替にて納付 右記窓口へご相談ください している方 新たな世帯主が口座振替		を希望される場合は手続きが必要です。 亡により停止されます。納付した金額が再計算後の	
	ている方	年税額を上回っていた場合 書を送付いたします。	合は還付を、不足していた場合は差額分の納税通知	

(i)【相続登記を行いましょう】※令和6年4月1日より相続登記が義務化されました。

土地・家屋の所有者が亡くなられた場合は、相続登記(名義変更)をすることが法律上の義務になり、法務局 に申請する必要があります。正当な理由がないのに相続登記(名義変更)をしない場合、過料が科される可能性 があります。詳しくは、法務局の登記相談窓口、専門家(司法書士・弁護士)にご相談ください。

福井地方法務局 福井市春山1-1-54 登記手続相談予約番号 (0776-22-4988)

(6) 子ども福祉・子育て支援

区分	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
		未支払い分の請求	□受給対象児童の通帳またはキャッシュカード □新受給者の本人確認書類	
児童手当	児童手当を受給し ている方	受給者の変更	□新受給者のマイナンバー □新受給者の保険証または年金証書 □新受給者の通帳またはキャッシュカード [手続期限] 亡くなられた月の月末まで	
当	児童手当を受給し ている方の配偶者	資格情報の変更	または亡くなられた日の翌日から15日以内 □受給者の本人確認書類	
	児童手当支給対象 児童、または高校 3年生までの児童	受給資格喪失の届出 額改定の届出 資格情報の変更	□来庁者の本人確認書類	
		受給者の死亡届	□児童扶養手当証書 □来庁者の本人確認書類	
	児童扶養手当を受	未支払い分の請求	□受給対象児童の通帳	
児童扶養手当	給している方	新たな受給者の認定請求	□新受給者と対象児童の戸籍謄本□新受給者、児童及び同居親族のマイナンバー□新受給者の年金手帳□新受給者の通帳	[本庁1階⑤]
	児童扶養手当支給 対象児童	受給資格喪失の届出 または 額改定の届出	□児童扶養手当証書 □来庁者の本人確認書類	子ども福祉課 TEL:50-3042
	子ども医療費助成受給の方	受給者の変更	□来庁者の本人確認書類 □対象児童の健康保険証 □新受給者の通帳またはキャッシュカード	
	子ども医療費助成対象児童	受給資格喪失の届出	□来庁者の本人確認書類□対象児童の受給者証	
医療費助成		受給資格喪失の届出	□来庁者の本人確認書類 □ひとり親家庭等医療受給者証	
成	ひとり親家庭等医 療費助成受給の方	新たな受給者の認定請求	□新受給者と対象児童の戸籍謄本 □新受給者、児童及び同居親族のマイナンバー □来庁者の本人確認書類 □対象児童の健康保険証 □新受給者の通帳またはキャッシュカード	
	ひとり親家庭等医療 費助成の対象児童	受給資格の喪失届出	□来庁者の本人確認書類 □ひとり親家庭等医療受給者証	

区分	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
在宅育児	在宅育児応援手当 を受給している方 または対象児童	申請書の記載事項の変更	□来庁者の本人確認書類 □受給者と対象児童の健康保険証 □受給者の通帳またはキャッシュカード	[本庁1階⑤] 子ども福祉課 TEL:50-3042
	幼保園等に在園し ている児童の保護 者	代表保護者変更の届出 保育料口座の変更	右記窓口にご相談ください。 □金融機関のキャッシュカード(ペイジーをご利用 の場合)	
幼保園・児	幼保園等に在園し ている児童	幼保園等の退園届	右記窓口にご相談ください。	[本庁1階®] 保育課
児童クラブ	児童クラブに登録 している児童の保 護者	世帯状況変更の届出 利用料口座の変更	右記窓口にご相談ください。 □金融機関のキャッシュカード (ペイジーをご利用 の場合)	TEL:50-3088
	児童クラブに登録 している児童	児童クラブ退会の届出	右記窓口にご相談ください。	
就学援助	就学援助を受けている方	変更申請	右記窓口にご相談ください。	各小中学校 または [本庁4階②] 学校教育課 TEL:50-3161

(i)【ひとり親となられた方の相談窓口】

子ども福祉課(市役所本庁1階)

TEL:50-3043 (相談員直通)

メール: j-soudan@city.fukui-sakai.lg.jp

坂井市では、専門の相談員がひとり親の方の生活全般の悩みから就労相談などの様々な相談に応じるほか、各種支援制度をご案内しています。

「突然ひとり親になり今後の生活が不安」、「子どもの養育について相談したいことがある」 「生活のためにキャリアアップを目指したい」、「どのような支援があるか知りたい」など詳しくは上 記までご相談ください。

(7) 障がい福祉

区分	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
	身体障害者手帳・ 療育手帳・精神障 害者保険福祉手帳 をお持ちの方	手帳の返還	□身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳	
	重症心身障害者福 祉手当を受給して いる方	資格喪失の届出 未支給分振込のための相 続人指定	□相続人名義 <i>の</i> 通帳	
	障害児福祉手当・ 特別障害者手当・ 福祉手当を受給し ている方	受給資格喪失の届出 未支払い分の請求	□相続人名義 <i>の</i> 通帳	
	特別児童扶養手当を受給している方特別児童扶養手当	死亡の届出 未支払い分の請求 受給者の変更	□特別児童扶養手当証書 □戸籍謄本 □新規受給者名義の通帳	
		資格喪失届 額改定の届出	□特別児童扶養手当証書	
障がい福祉	三文件 日 日 匹 冰 英	受給者証の返還 助成金振込のための相続人 指定	□重度障害者医療費受給者証 □相続人名義の通帳またはキャッシュカード	[本庁1階⑥] 社会福祉課 TEL:50-3041
'IIL	自立支援医療を利 用している方	死亡の届出 受給者証の返還	□自立支援医療受給者証	
	障害福祉タクシー 乗車券をお持ちの 方	未使用分のタクシー乗車券 の返還	□未使用分のタクシー乗車券	
		加入者死亡届年金給付請求	□死亡診断書(コピーの場合は原本証明が必要) □年金管理者または障がい者本人の通帳 □加入者の消除された住民票(除籍抄本でも可) □障がい者の住民票(戸籍抄本でも可) □年金管理者の住民票(戸籍抄本でも可)	
	心身障がい者扶養 共済制度に加入し ており、対象障が い者が亡くなった 方	障がい者死亡届 弔慰金請求	□加入書または年金管理者の通帳 □加入者の住民票(戸籍抄本でも可) □障がい者の消除された住民票(除籍抄本でも可)	
	障害福祉サービス を受給している方	受給者証の返還	□障害福祉サービス受給者証(黄色い手帳)	

(8) 上下水道・住居等

区分	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
		名義変更 使用中止	お早めに右記窓口にて手続きをお願いします。	
上下水道	水道をご使用の方	支払方法、請求書送付先 の変更	□新たな振替口座の通帳および金融機関届出印または □金融機関のキャッシュカード(ペイジーをご利用の場合)	[本庁2階①] 上下水 お客様センター TEL:50-3131
	下水道と併せて井 戸水等をご使用の 方	井戸水等の休止または廃 止 世帯人数の変更	お早めに右記窓口にて手続きをお願いします。	
	契約者が亡くなり、引き続き市営 住宅に入居を希望 される方	入居承継の手続き	速やかに承継の手続きが必要です。 個別の状況に応じてご案内します。 右記窓口へお問い合わせください。	
市営住宅	契約者が亡くな り、市営住宅を退 去される方	退去の手続き	退去の立ち会いが必要です。 個別の状況に応じてご案内します。 速やかに右記窓口へお問い合わせください。	[本庁2階⑤] 都市計画課 TEL:50-3052
	市営住宅の同居親 族が亡くなった場 合	世帯状況の変更届	速やかに入居者異動届が必要です。 詳しくは右記窓口へお問い合わせください。	
通話録音装置	通話録音装置の貸 与を受けている方	装置の返却	□通話録音装置 ご家族に使用する方が誰もいなくなる場合には、 装置の返却をお願いします。	[本庁1階] 消費者センター TEL:50-3029
飼い犬	犬を飼っている方	登録事項の変更	詳しくは右記窓口へお問い合わせください。	[本庁1階②] 環境推進課 TEL:50-3032

(i)【お住まいになられていた家が空き家になったとき】

移住定住推進課 空家対策室(市役所本庁4階)

TEL: 5 0 – 3 0 3 6

「これから家をどうすればいいか分からない・・・」「何から手を付ければいいの?」と空き家の悩みは尽きません。すぐに家の行く末はなかなか決められないものですが、まずは相続登記や家具・家財等の処分などできる事から少しずつ進めていきましょう。

家の売買・賃貸したいなどの活用や、いろいろな相談窓口についてなど空き家に関する困りごとは、上記空 家対策室へお気軽にご相談ください。

₹ 管理する場合のポイント ₹

家は人が住まなくなるとすぐに傷んでしまいます。これからの活用方法がはっきりとしていない場合は、地域の迷惑にならないように建物や土地を適切に管理しましょう。空き家の管理を代行する民間のサービスもありますので、管理でのお悩みも上記空家対策室までご相談ください。

(9) 事業等

区分	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
	農地をお持ちの方 農地の相続の届出		相続登記完了後にお手続きください。 ご不明な点は右記窓口にお問い合わせください。	[本庁2階⑥] 農業委員会事務局 TEL:50-3151
農地	中間管理機構を介 して農地の貸し借 りをしていた方	賃借料等の口座変更	詳しくは右記窓口へお問い合わせください。	[本庁2階⑩] 農業振興課 TEL:50-3150
林地	林地をお持ちの方	森林の相続の届出	□相続した方の認印(自署でない場合)□当該土地の登記事項証明書や登記完了証(電子申請)の写し等届出の原因を証明する書面□当該土地の位置を示す地図(公図や森林計画図の写し等)相続登記完了後にお手続きください。	[本庁2階⑨] 林業水産振興課 TEL:50-3154
屋外広告物	屋外広告物を設置 している方	管理者の変更	詳しくは右記窓口へお問い合わせください。	[本庁2階⑤] 都市計画課 TEL:50-3050
道路占用	道路等を占用している方	占用の名義変更	詳しくは右記窓口へお問い合わせください。	[本庁2階④] 建設課 TEL:50-3051
代官山斎苑	代官山墓地を使用 している方	使用権承継の手続き	坂井地区広域連合にて使用権承継のお手続きが 必要です。 詳しくは右記窓口にお問い合わせください。	坂井地区広域連合 総務課環境衛生係 (坂井町上兵庫第 40号15番地) TEL:91-3308

(10) その他市役所以外での主な手続き等

項目	種別	主な手続き等	お問合せ先等		
普通自動車・軽空	普通自動車 (自動車税種別割)	自動車税は毎年4月1日現在の所有者(名義人) に課税されます。年度途中に亡くなられた場合で も1年分納める必要がありますが、抹消した場合 は月割りで減額されます。 相続により、普通自動車の権利を取得した方は、 福井運輸支局で名義変更の手続きが必要です。	福井県税事務所 課税第二課 自動車税グループ (松本3-16-10 福井合同庁舎2階) TEL:21-8274		
軽自動車・二輪車	軽自動車 (三・四輪)	名義変更・抹消・廃車	軽自動車検査協会 福井事務所 (浅水町138-11-3) TEL:050-3816-1774		
	普通自動車 二輪車 (125 c c 超)	毎年4月1日現在の所有者(名義人)に課税されますので、お早めにお手続きください。	中部運輸局 福井運輸支局 (西谷1-1402) TEL:050-5540-2057 (自動)→037		
	運転免許証	返納手続き	最寄りの警察署		
身分証等	パスポート	返納手続き(有効期間中のもの)	福井旅券室 (宝永3-1-1 県国際交流会館1階) TEL:28-8820		
	特別永住者証明書 在留カード	証明書及びカードの返納	名古屋出入国在留管理局 福井出張所 (春山1-1-54 春山合同庁舎14階) TEL:28-2101		

項目	種別	主な手続き・相談等	お問合せ先等
	法定相続情報証明制度	各種相続手続きに利用することができる法定相続 情報一覧図の写しの交付を行っています。この制 度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本 の束を何度も出し直す必要がなくなります。手数 料は無料です。	福井地方法務局 (春山1-1-54 春山合同庁舎5・6階) 法定相続情報証明制度について
相続・	自筆証書遺言書保管制度	遺言書が法務局に預けられているかの確認や、その内容についての証明書を請求できます。手続きは予約制です。詳しくはお問い合わせください。	TEL:22-4981 自筆証書遺言書保管制度について
税	相続土地国庫帰属制度	相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る)により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることを可能にする制度です。土地の要件、負担金等があります。相談は予約制です。詳しくはお問い合わせください。	TEL:22-4189 相続土地国庫帰属制度について TEL:22-5122
	国税関係	相続税手続・所得税(準確定申告)・消費税申告手続	三国税務署(中央1丁目2-2) TEL:0776-81-3211(自動音声)
電気	電気(北陸電力)	名義変更・解約	北陸電力お客様サービスセンター TEL:0120-77-6453
ガス	プロパンガス(LPガス)	名義変更・解約	各販売店等
	固定電話	名義変更・解約	各契約会社 NTTの場合 TEL:0800-2000-116
	携帯電話	名義変更・解約	各契約会社
通信関係	インターネット	名義変更・解約	各契約会社
係	NHK受信料	名義変更・解約	NHKふれあいセンター TEL:0120-151515 または 0570-077-077
	ケーブルテレビ	名義変更・解約	さかいケーブルテレビ お客様センター TEL:0120-05-5710
金融	預貯金等	口座凍結の解除 [必要なもの]・故人の出生〜死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。	各金融機関
金融機関	クレジットカード	解約	各契約会社
	株式・投資信託等	名義変更・解約	証券会社等
	住宅・自動車ローン等	ローン残高の返済	各金融機関
保険	生命保険	保険金の請求等 [必要なもの]・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本 ・死亡診断書 等 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	各保険会社または代理店
陕	自動車保険	名義変更・解約	各保険会社または代理店
	損害保険	名義変更・解約	各保険会社または代理店

4 戸籍謄本や住民票の写し等の交付について

市民生活課(市役所本庁1階) TEL:50-3030

市民生活課では、各種相続手続き等に必要となる、戸籍謄本や住民票の写し等を交付しています。

各手続きに必要な書類は提出先により異なるため、各手続き先等にお問い合わせいただいてから市役所にお越し になると手続きが進みやすくなります。

マイナンバーカードをお持ちであっても、改製原戸籍謄本等コンビニでは発行できないものがありますのでご注意ください。

また、各種証明書を発行できる場所については、次ページをご覧ください。

(1) 戸籍

出生から死亡までの間の、どの部分の戸籍が必要となるか、あらかじめ提出先にご確認ください。

亡くなられた方の配偶者、直系尊属(父母、祖父母等)、直系卑属(子、孫等)以外の方からの請求の際には、原則配偶者または直系の方からの委任状が必要です。委任状はP.16の様式をコピーしてご利用いただけますが、同一内容を満たす任意の様式でも構いません。

※死亡が記載された戸籍を取得できるのは、死亡届を提出された日から10日程度後になります。

<各証明書の手数料>

証明書の種類	手数料	必要なもの		
現戸籍	1通			
(謄本(全部事項証明)、抄本(個人事項証明))	450円			
除籍	1.沿	本人確認書類		
(謄本(全部事項証明)、抄本(個人事項証明))	1通	認印 (氏名が自署でない場合)		
改製原戸籍(謄本・抄本)	750円	(委任状)		
附票(全部・一部証明)の写し	1通			
四宗(主中・ 中証切)の子し	300円			

(2)住民票

住民票を請求される場合には、本籍・続柄を記載するか省略するかなど、一部項目について記載の有無をお尋ねします。必要な記載内容について、あらかじめ提出先にご確認ください。

亡くなられた方の住民票の除票(除かれた住民票)の写しを請求できる方は、利用目的及び提出先によって異なります。また、請求の際に必要となるものについても異なりますので、事前にお問い合わせください。 〈各証明書の手数料〉

証明書の種類	手数料	必要なもの
住民票の写し	1通	本人確認書類
住民票の除票(除かれた住民票)の写し	300円	認印 (氏名が自署でない場合)
住民票記載事項証明	30011	(委任状)

(3) 戸籍謄本や住民票の写し等の発行が可能な窓口

市民生活課及び各支所の窓口で下表の各種証明書や届出業務を行っています。

業務時間は、平日8:30から17:15までです。

◎…毎週金曜日は19:00まで延長受付 ○…受付可

機関名・住所	電話番号	住民票	印鑑登録証明書	所得課税証明書	納税証明書	資産証明書	印鑑登録	戸籍謄抄本	戸籍の附票	籍謄抄本・改製原戸
市民生活課 (坂井町下新庄1-1)	50-3030	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三国支所 (三国町中央1-5-1)	82-8900	0	0	0	0	0	0	0	0	0
丸岡支所 (丸岡町西里丸岡12-21-1)	68-0801	0	0	0	0	0	0	0	0	0
春江支所 (春江町随応寺17-10)	51-9401	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[※]資産証明書は取り扱いできないものがあります。

(4) コンビニ交付で発行可能な証明書

マイナンバーカードを使って、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機を利用して、住民票の写し・戸籍証明等の各種証明書が取得できます。手数料も窓口より100円安くなっています。

利用時間は6:30~23:00まで(一部店舗・施設については営業時間内のみ)

取得できる証明書の種類及び取得できる範囲は下表のとおりです。

現在の住所	現在の本籍	取得できる証明書	備考
坂井市	坂井市	・住民票の写し(本人及び同一世帯の方のもの)	
		・印鑑登録証明書(本人のもの)	
		・所得課税証明書(本人の最新年度分のもの)	
		・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書	
		(戸籍抄本) (本人及び本人と同一戸籍内の方のもの)	
		・戸籍の附票(本人及び本人と同一戸籍内の方のもの)	
坂井市	坂井市以外	・住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書	
坂井市以外	坂井市	・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書	本籍地証明書交付サ
1,000	1,271119	(戸籍抄本)、戸籍の附票の写し	ービスの登録が必要

[※]証明の種類によってはお時間をいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

記入される前にお読みください。

- ※ 必ず委任者が代理人、委任事項を自署または記名押印し、原本を提出してください。
- ※ 下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますの で日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。
- ※ 委任状の作成日より 3 カ月以内に窓口にお越しください。

委 任 状
(宛先)坂井市長
<u>令和 年 月 日作成</u>
委任者(頼む方)
住所
氏名
(生年月日 大・昭・平・令 年 月 日)
連絡先電話番号一
の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。 代理人(頼まれて窓口に来る方)
住所
氏名
委任事項(委任する事項にレを付してください)
□ 未支給年金又は遺族年金の請求及び相続手続きに必要となる戸籍(除籍)、 改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
□ 国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、市税 (市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)に関する手続き
□ 市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限
□その他(具体的に記入してください。)

(注)相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資産評価証明書が必要です。 固定資産評価証明書は、毎年 4月1日に最新年度が替わります。

坂井市税・料金納期限一覧表

税目		市	税		料金			
A	市・県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	後期高齢者 医療保険料	介護保険料	上下水道料金	
4								
5		1期 (全期)	全期					
		5月末	5月末					
6	1期 (全期)							
	6月末							
7		2期		1期	1期	1期		
,		7月末		7月末	7月末	7月25日		
8	2期			2期	2期	2期		
	8月末			8月末	8月末	8月25日		
9				3期	3期	3期	毎	
7				9月末	9月末	9月25日	月	
10	3期			4期	4期	4期	毎 月 2 5 日	
10	10月末			10月末	10月末	10月25日		
11				5期	5期	5期		
- ''				11月末	11月末	11月25日		
12		3期		6期	6期	6期		
12		12月25日		1 2月末	12月末	12月25日		
	4期			7期	7期	7期		
1	1月末			1月末	1月末	1月25日		
2		4期		8期	8期	8期		
		2月末		2月末	2月末	2月25日		
3								

※納期限が土・日曜日または祝日の場合は、翌営業日が納期限になります

市税・料金の納付は、便利で安心な 口座振替 で! 金融機関、本庁・各支所でお手続きができます。

★本庁・各支所でお手続き

端末を使って口座振替受付を行います。 キャッシュカード・本人確認書類があれば手続き可能です!

★金融機関でのお手続き

市税口座振替依頼書をご記入していただき、 通帳・お届け印をお持ちになり金融機関窓口にてお手続きください! 〈お問い合わせ先〉

市税に関すること:税 務 課 0776-50-3024

後期高齢者医療保険料に関すること:保険年金課 0776-50-3031

介護保険料に関すること:高齢福祉課 0776-50-3040

上下水道料金に関すること:上下水道課 0776-50-3130

メ	Ŧ				